

障害者総合支援法に基づく
アクティブワンデイサービス共生型生活介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ありがとう（以下「事業者」という。）が設置するアクティブワンデイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定共生型生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共生型生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共生型生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定共生型生活介護の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第40号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定共生型生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アクティブワンデイサービス
- (2) 所在地 広島県福山市春日町 1-6-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、指定共生型生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共生型生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共生型生活介護の目標及びその達成時期、指定共生型生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を多職種協働で作成すること。
- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも1年に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止のための訓練・指導・助

言を行う。

(5) 介護職員 18 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ必要な介護を行う。

(6) サービス管理責任者 1 名

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況等を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行う。また、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

なお、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 休業日 日曜日、8/13～8/15、12/30～1/3
- (3) 営業時間 午前 9 時 00 から午後 6 時までとする。
- (4) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- (5) サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は 130 名とする（通所介護、介護予防相当通所事業、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスの定員を含む）。

(指定共生型生活介護を提供する主たる対象者)

第 7 条 事業所において指定共生型生活介護を提供する主たる対象者は特定しない。

(指定共生型生活介護の内容)

第 8 条 事業所で行う指定共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭

- (4) 身体等の介護
- (5) 創作的活動
- (6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (7) 生活相談
- (8) 健康管理
- (9) 送迎サービス
- (10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (10) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(指定共生型生活介護の取扱方針及び個別支援計画の作成)

第9条 この事業所が提供する指定共生型生活介護の取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、指定共生型生活介護の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- (2) 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共生型生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (3) 従業者は、指定共生型生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 事業者は、その提供する指定共生型生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る

2 この事業所は以下のとおり個別支援計画を作成する。

- (1) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- (2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- (3) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。

- (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共生型生活介護の目標及びその達成時期、指定共生型生活介護を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定共生型生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- (5) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共生型生活介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求める。
- (6) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書によりその同意を得る。
- (7) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付する。
- (8) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
- ① 定期的に利用者に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
- (10) 第2項(1)から(7)までは(8)に規定する個別支援計画の変更についても同様とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定共生型生活介護を提供した際には、利用者から当該指定共生型生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共生型生活介護を提供した際は、利用者から当該指定共生型生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定共生型生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定共生型生活介護に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定共生型生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
- (1) 創作的活動に係る材料費 実費相当分
 - (2) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき 200 円
 - (3) 日用品費の実費
 - (4) 食事の提供に係る費用
 - (ア) 朝食 1食につき 440 円
 - (イ) 昼食 1食につき 550 円
 - (ウ) 夕食 1食につき 660 円
 - (5) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 kmあたり 50 円を徴収する。
 - (6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福山市の中央部、東部の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者当日の速やかに主治医に連絡するなど必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 現に生活介護事業の提供を行っているときに障害者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の作成)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共生型生活介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第16条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第17条 現に指定共生型生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定共生型生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 19 条 提供した指定共生型生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 提供した指定共生型生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により広島県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により広島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、広島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 20 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置と定期的な開催、従業者への周知徹底
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第22条 事業所は、指定共生型生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第23条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、その業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、障害者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害者並びにその家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 7 事業所は、障害者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、生活介護サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ありがとうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年5月1日から施行する。